

危険物関係法令一部改正 統括管理者、 定期点検制度

消防法一部改正に伴う危険物関係政省令の一部改正が、6月15日付に行われた。その要旨は次のとおり。

1. 危険物業務統括管理者制度〔法12条の七〕

第4類を取扱う規模の大きい製造所、移送取扱所、一般取扱所に業務を統括する管理者を定めなければならない制度である。

①定めなければならない事業所（指定施設）〔令30条の三〕

第4類危険物を指定数量の3,000倍以上取扱う製造所、一般取扱所と特定移送取扱所

ただし、規則第60条で定める施設（ボイラー、バーナー等、ローリー、ドラム充填所、油圧装置等）は除外される。

②業務統括管理者の資格〔令30条の三〕

当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者。

③業務統括管理者の届〔法第12条の七〕

製造所等の

者を定めた、

町村長等に

様式は規則

2. 製造所等の

特定の製造所

録をつくり、

①定期点検を

令7条の三〕

イ 指定数

ロ 150倍

第270号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 川井清治郎

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717.5910

定価 1部 30円

ハ 200倍以上の屋外タンク貯蔵所

ニ 100倍以上の屋外貯蔵所

ホ 移送取扱所

ヘ 10倍以上的一般取扱所（ボイラー、詰替等を除く）

ト その他

②定期点検の時期〔規62条の四〕

定期点検は原則として1年に1回以上（例外として告示で定めるものもある）技術上の基準に適合しているかどうかを点検する。

③1,000キロリットル以上の屋外タンクの点検〔規62条の五〕

引火性液体を1,000キロリットル以上貯蔵する屋外タンク貯蔵所にあっては、②の方法によるほか、次により行うこと。

イ 1,000キロリットル以上10,000キロリットル未満……完成検査済証交付後又は内部点検を実施後10年以内に、内部点検を行うこと。

ロ 10,000キロリットル以上……完成検査済証交付後又は内部点検実施後5年以内に、内部点検を行うこと。

④点検実施者〔規62条の6〕

定期点検は、危険物取扱者又は施設保安員が行うこと。

なお、危険物取扱者の立会いをうけたときは無

屋外タンクの基準 運用基準一部修正

3. 屋外タンク貯蔵所の基準〔令11条〕

屋外タンクについては、51年1月16日付で運用通達が発令されたが、その後一部修正され3月31日と6月15日の2回にわたり次のとおり政令規則が改正された。

なお、タンク本体の構造及び基礎については、今後改正される予定である。

①保安距離〔令11条〕

従前の他人住居から10メートル以上、学校・病院から30メートル以上、その他の規定の保安距離を保つほか、次によること。

引火性液体を貯蔵する屋外タンクは、タンクのある敷地境界線からタンク側板まで次表の保安距離を保つこと。

ただし、次のような場合で、市町村長等が安全であると認めたときは、保安距離を短縮することができる。

(特例基準) 〔規19条の三〕

イ 不燃材料でつくった防火上有効な壁を設けること。

ロ 地形上火災が発生した場合でも延焼のおそれがないとき。

ハ 防火上有効な水幕設備を設けること。

ニ 敷地境界線の外縁に特定(告示による)施設があること。

屋外貯蔵タンクの区分	危険物の引火点	距 離
1. 石油コンビナート等災害防止法に規定する第1種事業所又は、第2種事業所に存する屋外タンクでその容量が、1,000キロリットル以上のもの。	21°C未満	当該タンクの水平断面の最大直径(横型のものにあっては、横の長さ)の数値(以下「直径等の数値」という。)に1.8を乗じて得た数値(当該数値が、タンクの高さの数値より小さい場合には、当該高さの数値)又は50メートルのうち大きいものに等しい距離以上
	21°C以上 70°C未満	当該タンクの直径等の数値に1.6を乗じて得た数値(当該数値がタンクの高さの数値より小さい場合には当該高さの数値)又は40メートルのうち大きいものに等しい距離以上
	70°C以上	当該タンクの直径の数値(当該数値がタンクの高さの数値より小さい場合には、当該高さの数値)又は30メートルのうち大きいものに等しい距離以上
2. 前号に掲げる屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク	21°C未満	当該タンクの直径等の数値に1.8を乗じて得た数値(当該数値がタンクの高さの数値より小さい場合には、当該高さの数値)に等しい距離以上
	21°C以上 70°C未満	当該タンクの直径等の数値に1.6を乗じて得た数値(当該数値がタンクの高さの数値より小さい場合には当該高さの数値)に等しい距離以上
	70°C以上	当該タンクの直径等の数値(当該数値がタンクの高さの数値より小さい場合には、当該高さの数値)に等しい距離以上



②防油堤 [令11条]

- (1) 防油堤は液体の危険物を貯蔵する屋外タンクに設けること。
- (2) 防油堤の容量はタンク容量の 110パーセント以上、2以上のタンクの周囲に設けるときは、その最大容量タンクの 110パーセント以上とすること。
- (3) 防油堤の高さは 0.5メートル以上であること。
- (4) 防油堤内の面積は80,000平方メートル以下であること。
- (5) 防油堤内のタンク数は10以内とすること。
- (6) タンクは構内道路（次の巾員を有する）に直接面すること。

構内道路の巾員

屋外貯蔵タンクの容量	引火点が 70°C未満 屋外貯蔵タ ンク	引火点が 70°C以上 200°C未満 の屋外貯蔵 タンク
5,000キロリットル以下	6メートル	6メートル
5,000キロリットルを超える 10,000キロリットル以下	8メートル	
10,000キロリットルを超える 50,000キロリットル以下	12メートル	8メートル
50,000キロリットルを超える	16メートル	

- (7) タンク容量が 200キロリットル以下のときは、消防活動に支障がないと認められる道路又は空地に面していればよい。
- (8) 防油堤はタンク直径に応じて、タンク側板から次の距離を保つこと。
ただし引火点 200°C以上の危険物にあってはこの限りでない。



屋外貯蔵タンクの直径	距 離
15メートル未満	タンクの高さの1/3以上の距離
15メートル以上	タンクの高さの1/2以上の距離

- (9) 防油堤は周囲が道路に接するように設けること。
- (10) 鉄筋コンクリート又は土で造ること。
- (11) 10,000キロリットル以上のタンクの防油堤には仕切堤を設けること。
- (12) 堤内には当該堤内のタンクの配管（消火用を含む）以外の配管を設けないこと。
- (13) 防油堤を貫通して配管しないこと（例外規定あり）
- (14) その他大規模タンクについては弁開閉覚知装置、流出検知装置を設けること。

③引火性液体以外（硫酸、硝酸等）の防油堤

- (1) 防油堤の容量はタンク容量の 100パーセント以上とする。
- (2) 堤内面積・構内道路、道路規定を除き引火性液体タンクの防堤油を準用する。

▷コンビナート防災法解説	¥ 2000
▷コンビナート防災法施行令	¥ 300
▷危険物施設の電気設備	¥ 800
▷危険物ハンドブック	¥ 1800
▷消防関係各種申請用紙	

大阪市危険物品協会
531-5910

防災のことなら…
ハツタに
おまかせください



ハツタ消火器・消火装置
株式会社 初田製作所

本社工場 0720-56-1281 代表
大阪営業所 06-473-4871~4
堺出張所 0722-21-3444

昭和49年度火災白書

1日186件出火

昭和49年中における火災概況は第1表のとおりである。これによれば、林野焼損面積が前年に比べ増加しているものの、出火件数、焼損むね数、建物焼損面積、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員及び損害額はいずれも前年に比べ減少している。出火件数が減少しているのは、建物火災及びその他の火災が大きく減少しているためである。

火災の概況を1日当たりでみると第2表のとおり、出火件数は186件(7.0%)、損害額は3億800万円(1.3%減)死者は4.5人(11.8%減)となっている。

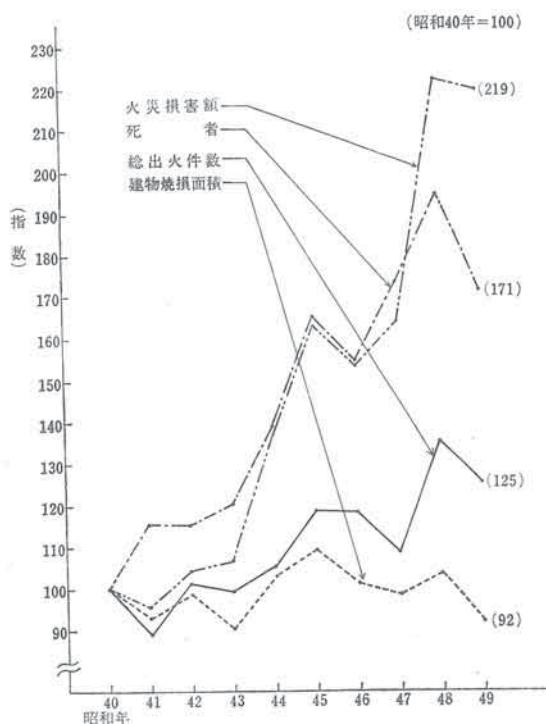
第2表 1日当たりの火災の損害

区分	単位	昭和49年	昭和48年
出火件数	件	186	200
損害額	百万円	308	312
建物焼損むね数	むね	144	157
建物焼損面積	m ²	6,273	7,046
林野焼損面積	アール	2,997	2,302
り災世帯数	世帯	110.0	119.1
り災人員	人	371.5	404.5
死者	人	4.5	5.1
負傷者	人	24.8	26.8

次に、昭和40年以降の火災の傾向を10年を100としてみると、第1図のとおり、火災損害額及び死者は大幅な伸びを示し、出火件数も激増している。

第1表 昭和49年の火災と前年比較

区分	単位	昭和49年 (A)	昭和48年 (B)	増減 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
出火件数	件	67,712	73,072	△ 5,360	△ 7.3
建物		39,143	42,551	△ 3,408	△ 8.0
林野		8,351	8,311	-40	0.5
車両		3,420	3,986	△ 566	△ 14.2
船舶		303	301	-2	0.7
航空機		4	7	△ 3	△ 42.9
その他		16,491	17,916	△ 1,425	△ 8.0
焼損むね数	むね	52,539	57,243	△ 4,704	△ 8.2
全焼		15,842	17,736	△ 1,894	△ 10.7
半焼		5,150	5,800	△ 650	△ 11.2
部分焼		31,547	33,707	△ 2,160	△ 6.4
建物焼損面積	m ²	2,289,580	2,571,700	△ 282,120	△ 11.0
林野焼損面積	アール	1,093,723	840,278	253,445	30.2
死者	人	1,646	1,870	△ 224	△ 12.0
負傷者	人	9,070	9,789	△ 719	△ 7.3
り災世帯数	世帯	40,153	43,464	△ 3,311	△ 7.6
全損		12,305	14,458	△ 2,153	△ 14.9
半損		4,371	4,507	△ 136	△ 3.0
小損		23,477	24,499	△ 1,022	△ 4.2
り災人員	人	135,595	147,650	△ 12,055	△ 8.2
損害額	百万円	112,306	113,796	△ 1,490	△ 1.3
建物		104,961	105,831	△ 870	△ 0.8
林野		3,400	2,325	1,075	46.2
車両		979	970	-9	0.9
船舶		1,389	660	729	110.5
航空機		134	127	-7	5.5
その他		1,443	3,883	△ 2,440	△ 62.8
出火率		6.2	6.8	△ 0.6	△ 8.8



第1図 火 災 の 傾 向

1 出火件数

昭和49年の出火件数は67,712件で、戦後最高であった昭和48年の73,072件を5,360件下回ったものの戦後第2位の記録となり、人口1万人当たりの出火件数（出火率）も6.2で、昭和48年の6.8に次ぎ、昭和45年とともに戦後第2位となっている。

2 火災による死者

昭和49年中の火災による死者は、1,646人で、戦後最高を記録した前年を下まわったが、戦後3番目の記録となつた。多数の死者を出した火災としては、11月9日の東京湾上における船舶衝突による火災（死者33人）があった。

昭和40年以降の火災による死傷者の推移は第3表のとおりである。なお、昭和49年の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は3人（前年3人）、負傷者は2,367人（前年2,692人）である。

次に、死者を伴った出火件数をみると、昭和49年は1,414件で、前年に比較し60件（4.1%）減少したが、総出火件数に対する死者を伴った火災の発生率は、第1—17表のとおりで前年に比較すると増加している。

3 出火原因

昭和49年における出火原因別の出火件数は、第4表のとおりである。昭和49年の出火件数67,712件のうち、失火が54,566件（80.6%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第3 表 火災による死傷者の推移

(昭和40年=100)

年別 区分	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
死 者	965	1,111	1,106	1,160	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646
指 数	100	115	115	120	138	165	154	173	194	171
負傷者	9,308	8,210	9,370	8,807	9,302	9,725	9,208	9,692	105	9,070
指 数	100	88	101	95	100	104	99	104		97

保安用品と消火装置

綜合防火商社

株式
会社**マルナカ**

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

第4表 昭和49年出火原因別出火件数

区分	出火件数(件)	割合(%)
失火	54,566	80.6
放火、放火の疑い	3,902	5.8
自然発火・再燃	1,174	1.7
天災、地変	298	0.4
不明	7,772	11.5
計	67,712	100.0

(1) 「たばこ」による火災が相変わらず首位

出火原因別の出火件数及び損害額をみると、たばこによるものが1万770件と全火災件数の15.9%（前年15.4%）を占め、例年どおり首位となっており、又その比率は年毎に漸増の傾向にある。次いで、たき火の8,041件で11.9%（前年11.3%）、火あそびの5,766件で8.5%（前年10.3%）こんろの3,982件で5.9%（前年5.7%）、風呂かまどの3,272件で4.8%（前年4.7%）の順となっている。

(2) 危険物施設の火災等

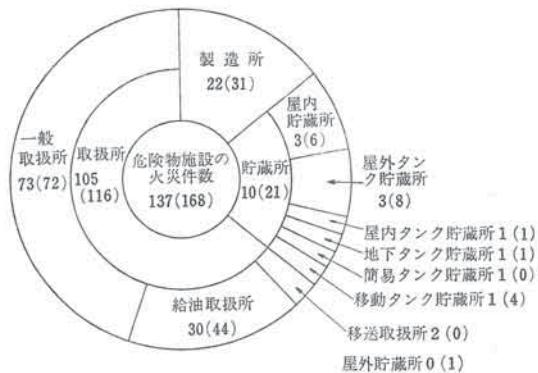
a 火災

(a) 火災件数及び損害

昭和49年中における危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う施設で許可をうけたもの）の火災は、137件で前年より31件減少している。

その内訳を危険物施設の許可区分ごとにみると第2図のとおりである。

これによると取扱所105件、製造所22件、貯蔵所10件となっており、前年に比べ取扱所は11件、製造所は9件、貯蔵所は11件減少している。また、これらの火災に伴う死傷者の数は死者7人（製造所2、移送取扱所2、一般取扱所2、屋内貯蔵所1）、負傷者63人（一般取扱所31、製造所16、移送取扱所8、給油取扱所2、屋内貯蔵所2、移動タンク貯蔵所2、屋外タンク貯蔵所1、簡易タンク貯蔵所1）で、前年に比べそれぞれ死者は5人、負傷者は116



(注) ()内は前年の件数

第2図 昭和49年危険物施設の火災発生状況

人減少している。

危険物施設火災の損害額は、約4億9,000万円で前年の約54億5,000万円より大幅に減少している。これは大規模な火災がなかったためである。

昭和45年以降の危険物施設の火災件数、損害額及び死傷者数の推移は、第5表のとおりである。

第5表 危険物施設火災件数及び損害の推移

年別	火災件数	損害額 (億円)	死 者 (人)	負傷者 (人)
45	192	12.8	9	110
46	151	5.7	14	75
47	158	3.5	12	172
48	168	54.5	12	179
49	137	4.9	7	65

(b) 危険物による火災

危険物施設の火災は、危険物に起因するものが101件で、その大部分を占めている。昭和49年中に発生したものについて消防法別表の分類に区分してみると、第4類88件、第2類6件、第1類3件、第3類3件、第5類1件となる。

消防機器の
トップ・メーカー
 消防自動車から消火器まで
森田ポンプ株式会社
 本社 大阪市生野区小路東5-5-20
 ☎ 06 (751) 1351 (大代表)

このうち第4類の危険物による件数をその種類ごとに区分してみると第1石油類(ガソリン、トルオール、原油等)35件、第2石油類(灯油、キシロール、軽油等)15件、第3石油類(重油、焼入油、潤滑油等)28件、第4石油類(焼入油、廃油等)4件、アルコール類4件、動植物油類2件となっており、これらの危険物で危険物火災64%を占めている。

なお、危険物以外のものが原因となった火災は、36件であり可燃性ガス等6件、油カス、塗料カス等11件、その他によるものが19件となっている。

(e) 危険物火災の発生要因

危険物火災の発生要因をみると危険物の取扱い不良又は設備の誤操作によるものが64件(うち一般取扱所33、製造5)、機器等の調整不良によるものが35件(うち一般取扱所27、給油取扱所4、製造所3)、溶接等の工事の火花によるものが14件(うち一般取扱所5、製造所3、屋外タンク貯蔵所1)車両等の誘導ミスによるもの5件(給油取扱所)、寝たまゝ等施設の失火によるもの4件(給油取扱所2、一般取扱所2)、施設に対する放火によるもの6件(給油取扱所)その他延焼したもの、原因調査中のもの等9件となっている。

(d) 危険物取扱者の保安監督等

危険物施設では、施設の規模、危険物の種類、貯蔵又は取扱いの態様により、法令で定められた資格者のうちから選任された危険物保安監督者又は法令で定められた資格を持った取扱者によらなければ危険物を取扱うことができないとされている。昭和49年中における危険物施設火災総件数137のうち、危険物保安監督者の立会又は危険物取扱者により取扱いがなされていなかったものは54件(39%)で前年より2件の増加、比率で8%増加している。

危険物保安監督者の立会のもとの取扱い又は危険物取扱者による取扱いが勧励されるようさらに徹底が必要がある。

(e) 火災の拡大状況等

危険物施設火災のうち、火災が火元の施設にとどまつたものは131件(95.6%)、他の建物等に延焼したものは5件(3.6%)、他から類焼したものは1件(0.7%)であり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっており、その延焼率は前年の4.8%に比べ減少している。

(f) 無許可施設の火災

無許可施設の火災は12件あり、前年より3件減少している。損害額の総計は、約2億6,000万円で前年とほぼ同額である。無許可施設の火災のうち2件(12%)が他から類焼している。無許可施設の火災に伴う負傷者は7人で、前年の死者1人、負傷者13人に比べ減少している。

(g) 危険物運搬中の火災

危険物の運搬中、運搬方法や積載方法が適切でないため容器が破損したりして火災になったものは2件で、このうちの1件の事故によって死者1人負傷者5人を出している。



あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアーホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本統括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

コンビナート災害防止法 近く地域指定

石油コンビナート等災害防止法は6月1日から、一部消防法改正関係は6月16日から施行され、又、同法施行に伴い、5月末同法施行令が発令された。なお、特別地域は近く指定されるものとみられる。

1. 特別防災区域の指定基準

特別防災区域の指定の基準となる石油と高圧ガスの貯蔵取扱、処理量は

- ① 石油……10万キロリットル
- ② 高圧ガス……2000万N立方メートル

2. 第1種事業所の指定基準

第1種事業所の指定の基準となる石油、高圧ガスの貯蔵取扱、処理量は

- ① 石油……1万キロリットル
- ② 高圧ガス……200万N立方メートル

3. 第2種事業所の指定基準

第2種事業所の指定の基準は、次の数量以上か、又はそれぞれの貯蔵処理量を次の数量で除し、その商の和が1以上となるとき

- ① 石油……1000キロリットル
- ② 高圧ガス……20万立方メートル
- ③ 石油以外の危険物……2000キロリットル又は2000キログラム
- ④ 準危険物……1万トン
- ⑤ 高圧ガス以外の可燃性ガス……20万立方メートル
- ⑥ 毒物……20トン
- ⑦ 劇物……200トン

4. 関係行政機関

新設等の届出等に関する行政機関は、警視庁、環境庁、厚生省、農林省、運輸省、労働省、建設省

5. 防災資機材等

自衛消防組織に備えつけるべき防災資機材等は、大型化学消防車、大型高所放水車、普通化学消防車、普通消防車、普通高所放水車、泡原液搬送車、油回収船、オイルフェンス、オイルフェンス展張船等とする。

森田城東署長逝去

大阪市城東消防署長森田耕市氏は、2月より療養中であったが6月23日直腸がんのため逝去。49才。昭和24年消防士を拝命、29年大阪工大二部卒業、48年同署長に就任された。

大阪府で試験実施 次は10月頃乙4と丙種

大阪府で6月27日(日)近畿大学で乙種全類について、取扱者試験を実施したが、その結果は7月20日発表される。

なお次の試験は10月頃、乙種第4類と丙種について実施される予定である。

消防庁長官に林氏

▷消防庁長官 林忠雄(自治省行政局長)

▷予防救急課長 持永堯民(自治大臣官房付) ▷危険物規制課長 矢筈野義郎(地域防災課長) ▷地域防災課長 中川登(消研危険物室長) ▷危険物規制課長補佐 長谷川寿夫(予防課長補佐) ▷同 南善己(予防課長補佐) ▷同 本崇史(予防課長補佐) ▷同 小川徳治(防災課長補佐) ▷退職 永瀬章(危険物課長)

大阪市消防局幹部異動

▷消防学校長 杉村喜久男(警備計画課長) ▷警備計画課長 国本篤弘(主幹) ▷西淀川署長 矢ヶ部俊高(機械課長) ▷住吉署開設準備主幹 立石一男(東班長) ▷平野署開設準備主幹 今西俊之(警備係長) ▷機械課長 片山金司(消防学校長) ▷警防部主幹 谷口幸雄(西淀川署長) ▷査察隊東班長 大倉久雄(東副署長) ▷警備課警備係長 岡積勝雄(北方面隊長) ▷東副署長 島津朝武(生野副署長)

守口市門真市消防組合消防長に喜多氏

守口市門真市消防組合消防長、荻田重雄氏退職に伴い、後任消防長に喜多洋三氏(教育委員会管理部長)を発令した。

危険物防火ポスター

大阪府危険物品協会連合会では、危険物災害防止をアピールする防火ポスターを、大阪市消防局南消防署瀬尾氏に依頼して制作、このほど各消防署を通じ、事業所に配布した。



ま夏の取扱いは慎重に…

大阪府危険物品協会連合会